

名古屋市児童福祉法等施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年11月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 105号

名古屋市児童福祉法等施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第 6号様式の 2（表）中「被保険者証」を「被保険者」に改める。

第 6号様式の 2の 2注意事項第 3項中「被保険者証」を「被保険者資格が確認できるもの」に改める。

第 6号様式の 2の 4（表）中「被保険者証」を「被保険者」に改め、同様式（裏）注意事項第 2項中「被保険者証」を「被保険者資格が確認できるもの」に改める。

第 6号様式の 2の 8（表）中「被保険者証」を「被保険者」に改める。

第 6号様式の 3（裏）注意事項第 3項中「被保険者証」を「被保険者資格が確認できるもの」に改める。

第 6号様式の 5（表）中「被保険者証」を「被保険者」に改め、同様式（

裏) 注意事項第 2 項中「被保険者証」を「被保険者資格が確認できるもの」に改める。

第 6 号様式の 7 (裏) 中

「 3 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の証書の写し」を  
「 3 特別児童扶養手当受給証明書又は特別障害者手当、障害児福祉手当若しくは経過的福祉手当の証書の写し」に

改める。

(名古屋市子ども医療費助成条例施行細則の一部改正)

第 2 条 名古屋市子ども医療費助成条例施行細則 (昭和 47 年名古屋市規則第 131 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2 号中「被保険者証、組合員証又は加入者証の記号番号」を「被保険者、組合員、加入者又は被扶養者の記号及び番号」に改める。

第 3 号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「被保険者証、組合員証又は加入者証の記号番号」を「被保険者、組合員、加入者又は被扶養者の記号及び番号」に改める。

第 5 号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「被保険者証、組合員証又は加入者証の記号番号」を「被保険者、組合員、加入者又は被扶養者の記号及び番号」に、「家族療養附加金」を「家族療養付加金」に改める。

(名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部改正)

第 3 条 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則 (昭和 53 年名古屋市規則第 102 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2 号中「被保険者証、組合員証又は加入者証の記号番号」を「被保険者、組合員、加入者又は被扶養者の記号及び番号」に改める。

第 1 号様式中「被保険者証、組合員証又は加入者証」を「被保険者、組合員、加入者又は被扶養者」に改める。

第 4 号様式及び第 6 号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「被保険者証、組合員証又は加入者証の記号番号」を「被保険者、組合員、加入者又

は被扶養者の記号及び番号」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和 6年12月 2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に第 1条の規定による改正前の名古屋市児童福祉法等施行細則の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、同条の規定による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則の規定にかかわらず、そのものの給付決定期間内に限り、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。